

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

【公布日】 2020.05.28

【公布機関】 第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議 主席令第 45 号

[中国語原文]

中华人民共和国民法典 第四编 人格权

第一章 一般规定

第九百八十九条 本编调整因人格权的享有和保护产生的民事关系。

第九百九十条 人格权是民事主体享有的生命权、身体权、健康权、姓名权、名称权、肖像权、名誉权、荣誉权、隐私权等权利。

除前款规定的人格权外，自然人享有基于人身自由、人格尊严产生的其他人格权益。

第九百九十一条 民事主体的人格权受法律保护，任何组织或者个人不得侵害。

第九百九十二条 人格权不得放弃、转让或者继承。

第九百九十三条 民事主体可以将自己的姓名、名称、肖像等许可他人使用，但是依照法律规定或者根据其性质不得许可的除外。

第九百九十四条 死者的姓名、肖像、名誉、荣誉、隐私、遗体等受到侵害的，其配偶、子女、父母有权依法请求行为人承担民事责任；死者没有配偶、子女且父母已经死亡的，其他近亲属有权依法请求行为人承担民事责任。

第九百九十五条 人格权受到侵害的，受害人有权依照本法和其他法律的规定请求行为人承担民事责任。受害人的停止侵害、排除妨碍、消除危险、消除影响、恢复名誉、赔礼道歉请求权，不适用诉讼时效的规定。

第九百九十六条 因当事人一方的违约行为，损害对方人格权并造成严重精神损害，受损害方选择请求其承担违约责任的，不影响受损害方请求精神损害赔偿。

第九百九十七条 民事主体有证据证明行为人正在实施或者即将实施侵害其人格权的违法行为，不及时制止将使其合法权益受到难以弥补的损害的，有权依法向人民法院申请采取责令行为人停止有关行为的措施。

第九百九十八条 认定行为人承担侵害除生命权、身体权和

[日本語訳文]

民法典 第 4 編 人格権

第 1 章 一般規定

第 989 条 この編は、人格権の享有及び保護により生ずる民事関係を調整する。

第 990 条 人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権等の権利である。

前項所定的人格権のほか、自然人は、人身の自由及び人格の尊厳に基づき生ずるその他の人格権益を享有する。

第 991 条 民事主体の人格権は、法律による保護を受けるものとし、いかなる組織又は個人も、これを侵害してはならない。

第 992 条 人格権は、これを放棄し、譲渡し、又は相続してはならない。

第 993 条 民事主体は、自己の氏名、名称、肖像等につき他人に使用を許諾することができる。ただし、法律の規定により、又はその性質に基づき許諾してはならない場合を除く。

第 994 条 死者の氏名、肖像、名誉、荣誉、プライバシー、遗体等が侵害を受けた場合には、その配偶者、子及び父母は、行為者に対し民事責任を負うよう法により請求する権利を有する。死者に配偶者又は子がおらず、かつ、父母が既に死亡している場合には、その他の近親者は、行為者に対し民事責任を負うよう法により請求する権利を有する。

第 995 条 人格権が侵害を受けた場合には、被害者は、行為者に対し民事責任を負うようこの法律その他の法律の規定により請求する権利を有する。侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、影響の除去、名誉の回復及び謝罪にかかる被害者による請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。

第 996 条 当事者の一方の違法行為により、相手方的人格権が損なわれ、かつ、重大な精神的損害がもたらされ、損害を受けた当事者が当該当事者の一方に対し違約責任を負うよう請求することを選択する場合には、損害を受けた当事者が精神的損害賠償を請求することに影響しない。

第 997 条 民事主体は、行為者が当該民事主体の人格権を損害する違法行為を実施しており、又は実施しようとしている旨を証明する証拠を有し、適時に制止しなければ、当該民事主体の適法な権益が補填し難い損害を受けることになる場合には、法により人民法院に対し、行為者に関係行為の停止を命ずる措置を講ずるよう申し立てる権利を有する。

第 998 条 行為者に生命権、身体権及び健康権を除く人格権

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

健康权外的人格权の民事责任, 应当考虑行为人和受害人的职业、影响范围、过错程度, 以及行为的目的、方式、后果等因素。

第九百九十九条 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为的, 可以合理使用民事主体的姓名、名称、肖像、个人信息等; 使用不合理侵害民事主体人格权的, 应当依法承担民事责任。

第一千条 行为人因侵害人格权承担消除影响、恢复名誉、赔礼道歉等民事责任的, 应当与行为的具体方式和造成的影响范围相当。

行为人拒不承担前款规定的民事责任的, 人民法院可以采取在报刊、网络等媒体上发布公告或者公布生效裁判文书等方式执行, 产生的费用由行为人负担。

第一千零一条 对自然人因婚姻家庭关系等产生的身份权利的保护, 适用本法第一编、第五编和其他法律的相关规定; 没有规定的, 可以根据其性质参照适用本编人格权保护的有关规定。

第二章 生命权、身体权和健康权

第一千零二条 自然人享有生命权。自然人的生命安全和生命尊严受法律保护。任何组织或者个人不得侵害他人的生命权。

第一千零三条 自然人享有身体权。自然人的身体完整和行动自由受法律保护。任何组织或者个人不得侵害他人的身体权。

第一千零四条 自然人享有健康权。自然人的身心健康受法律保护。任何组织或者个人不得侵害他人的健康权。

第一千零五条 自然人的生命权、身体权、健康权受到侵害或者处于其他危难情形的, 负有法定救助义务的组织或者个人应当及时施救。

第一千零六条 完全民事行为能力人有权依法自主决定无偿捐献其人体细胞、人体组织、人体器官、遗体。任何组织或者个人不得强迫、欺骗、利诱其捐献。

完全民事行为能力人依据前款规定同意捐献的, 应当采用书面形式, 也可以订立遗嘱。

自然人生前未表示不同意捐献的, 该自然人死亡后, 其配偶、成年子女、父母可以共同决定捐献, 决定捐献应当采用书面形式。

の侵害にかかる民事責任を負わせることを認定するにあたっては、行為者及び被害者の職業、影響する範囲及び故意・過失の程度並びに行為の目的、方式、結果等の要素を考慮しなければならない。

第 999 条 公共利益のためニュース報道、世論による監督等の行為を実施する場合には、民事主体の氏名、名称、肖像、個人情報等を合理的に使用することができる。使用が不合理であることにより民事主体の人格権を侵害した場合には、法により民事責任を負わなければならない。

第 1000 条 行為者が人格権を侵害したことにより影響の除去、名誉の回復、謝罪等の民事責任を負う場合には、行為の具体的な方式及びもたらした影響の範囲に相当しなければならない。

行為者が前項所定の民事責任を負うことを拒絶した場合には、人民法院は、新聞・刊行物、ネットワーク等の媒体において公告を發布し、又は発効した裁判文書を公表する等の方式を採用して執行することができ、生ずる費用は、行為者がこれを負担する。

第 1001 条 自然人の婚姻・家族関係等により生ずる身分権利の保護には、第 1 編及び第 5 編並びにその他の法律の関連規定を適用する。規定がない場合には、その性質に基づきこの編の人格権保護の関係規定を参照して適用することができる。

第 2 章 生命権、身体権及び健康権

第 1002 条 自然人は、生命権を享有する。自然人の生命の安全及び生命の尊厳は、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の生命権を侵害してはならない。

第 1003 条 自然人は、身体権を享有する。自然人の身体の完全性及び行動の自由は、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の身体権を侵害してはならない。

第 1004 条 自然人は、健康権を享有する。自然人の身心の健康は、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の健康権を侵害してはならない。

第 1005 条 自然人の生命権、身体権及び健康権が侵害を受け、又はその他の危難の状況にある場合には、法定の救助義務を負う組織又は個人は、遅滞なく救援に当たらなければならない。

第 1006 条 完全民事行為能力者は、自らの人体細胞、人体組織、人体器官及び遺体を無償で提供することを法により自主的に決定する権利を有する。いかなる組織又は個人も、当該完全民事行為能力者を強要し、欺罔し、又は利益により誘引して提供させてはならない。

完全民事行為能力者は、前項の規定により提供に同意する場合には、書面による形式を採用しなければならない。また、遺言をすることもできる。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、**逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません**。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零七条 禁止以任何形式买卖人体细胞、人体组织、人体器官、遗体。

违反前款规定的买卖行为无效。

第一千零八条 为研制新药、医疗器械或者发展新的预防和治疗方法，需要进行临床试验的，应当依法经相关主管部门批准并经伦理委员会审查同意，向受试者或者受试者的监护人告知试验目的、用途和可能产生的风险等详细情况，并经其书面同意。

进行临床试验的，不得向受试者收取试验费用。

第一千零九条 从事与人体基因、人体胚胎等有关的医学和科研活动，应当遵守法律、行政法规和国家有关规定，不得危害人体健康，不得违背伦理道德，不得损害公共利益。

第一千零一十条 违背他人意愿，以言语、文字、图像、肢体行为等方式对他人实施性骚扰的，受害人有权依法请求行为人承担民事责任。

机关、企业、学校等单位应当采取合理的预防、受理投诉、调查处置等措施，防止和制止利用职权、从属关系等实施性骚扰。

第一千零一十一条 以非法拘禁等方式剥夺、限制他人的行动自由，或者非法搜查他人身体的，受害人有权依法请求行为人承担民事责任。

第三章 姓名权和名称权

第一千零一十二条 自然人享有姓名权，有权依法决定、使用、变更或者许可他人使用自己的姓名，但是不得违背公序良俗。

第一千零一十三条 法人、非法人组织享有名称权，有权依法决定、使用、变更、转让或者许可他人使用自己的名称。

第一千零一十四条 任何组织或者个人不得以干涉、盗用、假冒等方式侵害他人的姓名权或者名称权。

第一千零一十五条 自然人应当随父姓或者母姓，但是有下列情形之一的，可以在父姓和母姓之外选取姓氏：

自然人在生前提供不同意表示或表示不意的情况下，当该自然人死亡后，其配偶、成年子女及父母，提供目的共同决定之可，提供目的决定之可，书面之形式采用しなければならない。

第 1007 条 形式のいかんを問わず、人体細胞、人体組織、人体器官及び遺体を売買することは、これを禁止する。

前項の規定に違反する売買行為は、これを無効とする。

第 1008 条 新薬若しくは医療器械の研究製造又は新たな予防及び治療方法の発展のため、臨床試験をする必要がある場合には、法により関連する主管部門の認可を経て、かつ、倫理委員会の審査・同意を経て、被験者又は被験者の監護人に対し試験目的、用途及び生ずるおそれのあるリスク等の詳細な状況を告知し、かつ、その書面による同意を経なければならない。

臨床試験をする場合には、被験者から試験費用を収受してはならない。

第 1009 条 人体の遺伝子、人体の胚等に関する医学及び科学研究活動に従事するにあたっては、法律、行政法規及び国の関係規定を遵守しなければならない、人体の健康に危害を及ぼしてはならず、倫理道德に反してはならず、公共利益を損なってはならない。

第 1010 条 他人の意思に反し、言語、文字、画像、ジェスチャー等の方式により他人に対し性的嫌がらせを実施した場合には、被害者は、行為者に対し民事責任を負うよう法により請求する権利を有する。

機関、企業、学校等の単位は、予防、苦情申立ての受理、調査処置等の合理的な措置を講じ、職権、従属関係等を利用して性的嫌がらせが実施されるのを防止し、及び制止しなければならない。

第 1011 条 不法拘禁等の方式により他人の行動の自由を剥奪し、若しくは制限し、又は不法に他人の身体を捜査した場合には、被害者は、行為者に対し民事責任を負うよう法により請求する権利を有する。

第 3 章 氏名権及び名称権

第 1012 条 自然人は、氏名権を享有し、自己の氏名を法により決定し、使用し、若しくは変更し、又は他人に使用を許諾する権利を有する。ただし、公序良俗に反してはならない。

第 1013 条 法人又は非法人組織は、名称権を享有し、自己の名称を法により決定し、使用し、変更し、若しくは譲渡し、又は他人に使用を許諾する権利を有する。

第 1014 条 いかなる組織又は個人も、干渉、盗用、冒用等の方式により他人の氏名権又は名称権を侵害してはならない。

第 1015 条 自然人は、父の氏又は母の氏を称ししなければならない。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合には、父の氏

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

- (一) 选取其他直系长辈血亲的姓氏;
 - (二) 因由法定扶养人以外的人扶养而选取扶养人姓氏;
 - (三) 有不违背公序良俗的其他正当理由。
- 少数民族自然人的姓氏可以遵从本民族的文化传统和风俗习惯。

第一千零一十六条 自然人决定、变更姓名, 或者法人、非法人组织决定、变更、转让名称的, 应当依法向有关机关办理登记手续, 但是法律另有规定的除外。

民事主体变更姓名、名称的, 变更前实施的民事法律行为对其具有法律约束力。

第一千零一十七条 具有一定社会知名度, 被他人使用足以造成公众混淆的笔名、艺名、网名、译名、字号、姓名和名称的简称等, 参照适用姓名权和名称权保护的有关规定。

第四章 肖像权

第一千零一十八条 自然人享有肖像权, 有权依法制作、使用、公开或者许可他人使用自己的肖像。

肖像是通过影像、雕塑、绘画等方式在一定载体上所反映的特定自然人可以被识别的外部形象。

第一千零一十九条 任何组织或者个人不得以丑化、污损, 或者利用信息技术手段伪造等方式侵害他人的肖像权。未经肖像权人同意, 不得制作、使用、公开肖像权人的肖像, 但是法律另有规定的除外。

未经肖像权人同意, 肖像作品权利人不得以发表、复制、发行、出租、展览等方式使用或者公开肖像权人的肖像。

第一千零二十条 合理实施下列行为的, 可以不经肖像权人同意:

- (一) 为个人学习、艺术欣赏、课堂教学或者科学研究, 在必要范围内使用肖像权人已经公开的肖像;
- (二) 为实施新闻报道, 不可避免地制作、使用、公开肖像权人的肖像;
- (三) 为依法履行职责, 国家机关在必要范围内制作、使用、公开肖像权人的肖像;
- (四) 为展示特定公共环境, 不可避免地制作、使用、公开肖像权人的肖像;
- (五) 为维护公共利益或者肖像权人合法权益, 制作、使用、公开肖像权人的肖像的其他行为。

及び母の氏のほかで氏を選び取ることができる。

- (一) 他の直系の年長血族の氏を選び取るとき。
 - (二) 法定扶養者以外の者が扶養することにより扶養者の氏を選び取るとき。
 - (三) 公序良俗に反しないその他の正当な理由があるとき。
- 少数民族の自然人の姓氏は、当該民族の文化伝統及び風俗習慣に従うことができる。

第 1016 条 自然人は氏名を決定し、若しくは変更し、又は法人若しくは非法人組織は名称を決定し、変更し、若しくは譲渡する場合には、法により関係機関に対し登記手続をしなければならない。ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。

民事主体が氏名又は名称を変更する場合には、変更前に実施された民事法律行為は、当該民事主体に対し法的拘束力を有する。

第 1017 条 一定の社会的知名度を有し、他人に使用されれば公衆の混同をもたらすに足る筆名、芸名、ハンドルネーム、訳名、屋号並びに氏名及び名称の略称等には、氏名権及び名称権の保護にかかる関係規定を参照して適用する。

第 4 章 肖像権

第 1018 条 自然人は、肖像権を享有し、自己の肖像を法により作成し、使用し、若しくは公開し、又は他人に使用を許諾する権利を有する。

肖像是、映像、彫刻、絵画等の方式を通じて一定の媒体において伝達される、特定の自然人が識別され得る外的イメージである。

第 1019 条 いかなる組織又は個人も、滑稽化若しくは汚損又は情報技術手段の利用による偽造等の方式により他人の肖像権を侵害してはならない。肖像権者の同意を経ないで、肖像権者の肖像を作成し、使用し、又は公開してはならない。ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。

肖像権者の同意を経ないで、肖像作品の権利者は、発表、複製、発行、賃貸、展覧等の方式により肖像権者の肖像を使用し、又は公開してはならない。

第 1020 条 次に掲げる行為を合理的に実施する場合には、肖像権者の同意を経ないことができる。

- (一) 個人による学習、芸術鑑賞、教室教学又は科学研究のため、肖像権者の既に公開されている肖像を必要範囲内において使用する行為
- (二) ニュース報道を実施するため、肖像権者の肖像を不可避免的に作成し、使用し、又は公開する行為
- (三) 法により職責を履行するため、国家机关が肖像権者の肖像を必要範囲内において作成し、使用し、又は公開する行為
- (四) 特定の公共環境を表示するため、肖像権者の肖像を不可避免的に作成し、使用し、又は公開する行為

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零二十一条 当事人对肖像许可使用合同中关于肖像使用条款的理解有争议的,应当作出有利于肖像权人的解释。

第一千零二十二条 当事人对肖像许可使用期限没有约定或者约定不明确的,任何一方当事人可以随时解除肖像许可使用合同,但是应当在合理期限之前通知对方。

当事人对肖像许可使用期限有明确约定,肖像权人有正当理由的,可以解除肖像许可使用合同,但是应当在合理期限之前通知对方。因解除合同造成对方损失的,除不可归责于肖像权人的事由外,应当赔偿损失。

第一千零二十三条 对姓名等的许可使用,参照适用肖像许可使用的有关规定。

对自然人声音的保护,参照适用肖像权保护的有关规定。

第五章 名誉权和荣誉权

第一千零二十四条 民事主体享有名誉权。任何组织或者个人不得以侮辱、诽谤等方式侵害他人的名誉权。

名誉是对民事主体的品德、声望、才能、信用等的社会评价。

第一千零二十五条 行为人为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为,影响他人名誉的,不承担民事责任,但是有下列情形之一的除外:

- (一)捏造、歪曲事实;
- (二)对他人提供的严重失实内容未尽到合理核实义务;
- (三)使用侮辱性言辞等贬损他人名誉。

第一千零二十六条 认定行为人是否尽到前条第二项规定的合理核实义务,应当考虑下列因素:

- (一)内容来源的可信度;
- (二)对明显可能引发争议的内容是否进行了必要的调查;
- (三)内容的时限性;
- (四)内容与公序良俗的关联性;
- (五)受害人名誉受贬损的可能性;
- (六)核实能力和核实成本。

(五)公共利益又は肖像権者の適法な權益を維持保護するため、肖像権者の肖像を作成し、使用し、又は公開するその他の行為

第 1021 条 当事者は、肖像使用許諾契約における肖像使用条項に関する理解について紛争がある場合には、肖像権者に有利な解釈をしなければならない。

第 1022 条 当事者は、肖像使用許諾期間について約定しておらず、又は約定が不明確である場合には、いずれの一方の当事者も、随時に肖像使用許諾契約を解除することができる。ただし、合理的な期間をおいて相手方に通知しなければならない。

当事者は、肖像使用許諾期間について明確な約定がなく、肖像権者に正当な理由がある場合には、肖像使用許諾契約を解除することができる。ただし、合理的な期間をおいて相手方に通知しなければならない。契約の解除により相手方に損害をもたらした場合には、肖像権者の責めに帰することができない事由を除き、損害を賠償しなければならない。

第 1023 条 氏名等に対する使用許諾には、肖像使用許諾の関係規定を参照して適用する。

自然人の声に対する保護には、肖像権保護の関係規定を参照して適用する。

第 5 章 名誉権及び荣誉権

第 1024 条 民事主体は、名誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、侮辱、誹謗等の方式により他人の名誉権を侵害してはならない。

名誉は、民事主体の品性、名声、才能、信用等に対する社会的評価である。

第 1025 条 行為者は、公共利益のためニュース報道、世論による監督等の行為を実施し、他人の名誉に影響した場合には、民事責任を負わない。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。

- (一)事実を捏造し、又は歪曲したとき。
- (二)他人が提供した重大に事実と異なる内容に対し合理的な事実確認義務を尽くさなかったとき。
- (三)侮辱的な言辞等を使用して他人の名誉を毀損したとき。

第 1026 条 行為者が前条第(二)号所定の合理的な事実確認義務を尽くしたか否かを認定するにあたっては、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一)内容の由来の信用可能度
- (二)明らかに紛争を引き起こすおそれのある内容について必要な調査をしたか否か。
- (三)内容の時間的制約性
- (四)内容と公序良俗との関連性
- (五)被害者の名誉が毀損される可能性

本資料の日訳文に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料ヘッダー青字部分に記載の場合を除いては、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

また、本資料は、原文解釈のための参考に供するためだけにのみ、作成されたものであり、法令に対する解釈、説明及び解説等を含むものではありません。翻訳の正確性を含むがこれに限らない本資料に起因する問題について、弊社、弊グループ及び弊グループに属する個人は一切の責任を負いません。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零二十七条 行为人发表的文学、艺术作品以真人真事或者特定人为描述对象，含有侮辱、诽谤内容，侵害他人名誉权的，受害人有权依法请求该行为人承担民事责任。

行为人发表的文学、艺术作品不以特定人为描述对象，仅其中的情节与该特定人的情况相似的，不承担民事责任。

第一千零二十八条 民事主体有证据证明报刊、网络等媒体报道的内容失实，侵害其名誉权的，有权请求该媒体及时采取更正或者删除等必要措施。

第一千零二十九条 民事主体可以依法查询自己的信用评价；发现信用评价不当的，有权提出异议并请求采取更正、删除等必要措施。信用评价人应当及时核查，经核查属实的，应当及时采取必要措施。

第一千零三十条 民事主体与征信机构等信用信息处理者之间的关系，适用本编有关个人信息保护的规定和其他法律、行政法规的有关规定。

第一千零三十一条 民事主体享有荣誉权。任何组织或者个人不得非法剥夺他人的荣誉称号，不得诋毁、贬损他人的荣誉。

获得的荣誉称号应当记载而没有记载的，民事主体可以请求记载；获得的荣誉称号记载错误的，民事主体可以请求更正。

第六章 隐私权和个人信息保护

第一千零三十二条 自然人享有隐私权。任何组织或者个人不得以刺探、侵扰、泄露、公开等方式侵害他人的隐私权。

隐私是自然人的私人生活安宁和不愿为他人知晓的私密空间、私密活动、私密信息。

第一千零三十三条 除法律另有规定或者权利人明确同意外，任何组织或者个人不得实施下列行为：

- (一) 以电话、短信、即时通讯工具、电子邮件、传单等方式侵扰他人的私人生活安宁；
- (二) 进入、拍摄、窥视他人的住宅、宾馆房间等私密空间；
- (三) 拍摄、窥视、窃听、公开他人的私密活动；
- (四) 拍摄、窥视他人身体的私密部位；
- (五) 处理他人的私密信息；

(六) 事实确认能力及事实确认原価

第 1027 条 行為者が発表する文学又は芸術作品が実際の人物・実際の事柄又は特定の者を描写対象とし、侮辱又は誹謗の内容を含み、他人の名誉権を侵害した場合には、被害者は、当該行為者に対し民事責任を負うよう法により請求する権利を有する。

行為者が発表する文学又は芸術作品が特定の者を描写対象とせず、そのうちの筋のみが当該特定の者の状況と相似する場合には、民事責任を負わない。

第 1028 条 民事主体は、新聞・刊行物、ネットワーク等の媒体により報道された内容が事実と異なり、自らの名誉権を侵害した旨を証明する証拠を有する場合には、当該媒体に対し遅滞なく訂正又は削除等の必要な措置を講ずるよう請求する権利を有する。

第 1029 条 民事主体は、法により自己の信用評価を照会することができる。信用評価が不当であることを発見した場合には、異議を提起し、かつ、訂正、削除等の必要な措置を講ずるよう請求する権利を有する。信用評価者は、遅滞なく照合調査しなければならず、照合調査を経て事実属实の場合には、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。

第 1030 条 民事主体と信用調査機構等の信用情報処理者との間の関係には、この編の個人情報保護に関する規定その他の法律及び行政法規の関係規定を適用する。

第 1031 条 民事主体は、荣誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、不法に他人の荣誉称号を剥奪してはならず、他人の荣誉を中傷し、又は毀損してはならない。

取得した荣誉称号が記載されるべきであるのに記載されていない場合には、民事主体は、記載するよう請求することができる。取得した荣誉称号の記載が誤っている場合には、民事主体は、訂正するよう請求することができる。

第 6 章 プライバシー権及び個人情報保護

第 1032 条 自然人は、プライバシー権を享有する。いかなる組織又は個人も、偵察、侵犯・嫌がらせ、漏洩、公開等の方式により他人のプライバシー権を侵害してはならない。

プライバシーは、自然人の私生活の平穩並びに他人に知られたくない私的空間、私的活動及び私的情報である。

第 1033 条 法律に別段の定めがあり、又は権利者が明確に同意する場合を除き、いかなる組織又は個人も、次に掲げる行為を実施してはならない。

(一) 電話、ショートメッセージ、インスタントメッセージ、電子メール、宣伝びら等の方式により他人の私生活の平穩につき侵犯・嫌がらせをする行為

(二) 他人の住宅、ホテルの部屋等の私的空間に立ち入り、これを撮影し、又は窺視する行為

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

(六)以其他方式侵害他人的隐私权。

第一千零三十四条 自然人的个人信息受法律保护。

个人信息是以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合识别特定自然人的各种信息,包括自然人的姓名、出生日期、身份证件号码、生物识别信息、住址、电话号码、电子邮箱、健康信息、行踪信息等。

个人信息中的私密信息,适用有关隐私权的规定;没有规定的,适用有关个人信息保护的规定。

第一千零三十五条 处理个人信息的,应当遵循合法、正当、必要原则,不得过度处理,并符合下列条件:

(一)征得该自然人或者其监护人同意,但是法律、行政法规另有规定的除外;

(二)公开处理信息的规则;

(三)明示处理信息的目的、方式和范围;

(四)不违反法律、行政法规的规定和双方的约定。

个人信息的处理包括个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开等。

第一千零三十六条 处理个人信息,有下列情形之一的,行为人不承担民事责任:

(一)在该自然人或者其监护人同意的范围内合理实施的行為;

(二)合理处理该自然人自行公开的或者其他已经合法公开的信息,但是该自然人明确拒绝或者处理该信息侵害其重大利益的除外;

(三)为维护公共利益或者该自然人合法权益,合理实施的其他行為。

第一千零三十七条 自然人可以依法向信息处理者查阅或者复制其个人信息;发现信息有错误的,有权提出异议并请求及时采取更正等必要措施。

自然人发现信息处理者违反法律、行政法规的规定或者双方的约定处理其个人信息的,有权请求信息处理者及时删除。

(三)他人の私的活動を撮影し、盗み見し、盗聴し、又は公開する行為

(四)他人の身体の私的部位を撮影し、又は盗み見る行為

(五)他人の私的情報を処理する行為

(六)その他の方式により他人のプライバシー権を侵害する行為

第 1034 条 自然人的個人情報は、法律による保護を受ける。

個人情報は、電子その他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種情報である。これには、自然人の氏名、出生日、身分証番号、生体認証情報、住所、電話番号、電子メール、健康情報、移動情報等を含む。

個人情報における私的情報には、プライバシー権に関する規定を適用する。規定がない場合には、個人情報保護に関する規定を適用する。

第 1035 条 個人情報を処理する場合には、適法であり、正当であり、かつ、必要であるという原則に従わなければならない。過度に処理してはならず、かつ、次に掲げる条件に適合しなければならない。

(一)当該自然人又はその監護人の同意を取得すること。ただし、法律及び行政法規に別段の定めがある場合を除く。

(二)情報処理の規則を公開すること。

(三)情報処理の目的、方式及び範囲を明示すること。

(四)法律及び行政法規の規定並びに双方の約定に違反しないこと。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等を含む。

第 1036 条 個人情報を処理するにあたり、次に掲げる事由の 1 つがある場合には、行為者は、民事責任を負わない。

(一)当該自然人又はその監護人が同意する範囲内において合理的に実施する行為

(二)当該自然人が自ら公開し、又は既に適法に公開されているその他の情報を合理的に処理すること。ただし、当該自然人が明確に拒絶し、又は当該情報の処理がその重大な利益を侵害する場合を除く。

(三)公共利益又は当該自然人の適法な權益を維持保護するため、合理的に実施するその他の行為

第 1037 条 自然人は、法により情報処理者から自らの個人情報を閲覧し、又は複製することができる。情報に誤りがあることを発見した場合には、異議を提起し、かつ、遅滞なく訂正等の必要な措置を講ずるよう請求する権利を有する。

自然人は、情報処理者が法律若しくは行政法規の規定又は双方の約定に違反して自らの個人情報を処理したことを発見した場合には、情報処理者に対し遅滞なく削除するよう請求する権利を有する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零三十八条 信息处理者不得泄露或者篡改其收集、存储的个人信息;未经自然人同意,不得向他人非法提供其个人信息,但是经过加工无法识别特定个人且不能复原的除外。

信息处理者应当采取技术措施和其他必要措施,确保其收集、存储的个人信息安全,防止信息泄露、篡改、丢失;发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的,应当及时采取补救措施,按照规定告知自然人并向有关主管部门报告。

第一千零三十九条 国家机关、承担行政职能的法定机构及其工作人员对于履行职责过程中知悉的自然人的隐私和个人信息,应当予以保密,不得泄露或者向他人非法提供。

第 1038 条 情報処理者は、自らが収集し、又は保存する個人情報
を漏洩し、又は改ざんしてはならない。自然人の同意を経
ないで、他人に対し不法にその個人情報を提供してはなら
ない。ただし、加工を経て特定の個人を識別するすべがなく、か
つ、復元することができない場合を除く。

情報処理者は、技術措置その他の必要な措置を講じ、自ら
が収集し、又は保存する個人情報の安全を確実に保証し、情
報の漏洩、改ざん及び紛失を防止しなければならない。個人情
報の漏洩、改ざん又は紛失が発生し、又は発生するおそれ
のある場合には、遅滞なく救済措置を講じ、規定に従い自然人に
告知し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

第 1039 条 国家機関又は行政職能を負う法定機構及びその
業務人員は、職責を履行する過程において知悉した自然人の
プライバシー及び個人情報について秘密保持をしなければなら
ず、これを漏洩し、又は他人に対し不法に提供してはならない。

翻訳：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム